



最低賃金の改正決定に係る関係労働者
及び関係使用者の意見聴取に関する公示

香川労働局一般公示第 93号

香川地方最低賃金審議会は、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、香川県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和7年9月1日までに、香川地方最低賃金審議会（高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階 香川労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年8月18日

香川労働局長 友住 弘一郎

